

一般廃棄物処理手数料徴収事務委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、新潟市廃棄物処理施設（新潟市新津クリーンセンター）の一般廃棄物処理手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示する。

平成30年4月1日

新潟市長 篠田 昭

記

1 徴収事務を行う施設

名 称 新津クリーンセンター  
位 置 新潟市秋葉区小口1289番地1

2 徴収事務委託者

新潟市秋葉区古田ノ内大野開191番地  
有限会社 ニイツクリーンテック  
取締役 早川 七雄

3 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで